

2023年4月25日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

有価証券の貸付（レンディング）に関する約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではファンドのパフォーマンス向上策の一環として、有価証券の貸付（以下、レンディング）の対象資産の拡大を検討して参りました。現在、約款上実施可能な以下対象ファンドにて新たにレンディングの開始を予定しております。この度レンディング開始に先立ち、品貸料の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として収受可能とする旨の記載を追加する約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

	ファンド名	定例改版日	分類
1	eMAXIS S&P500インデックス	2023/4/26	A
2	eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）	2023/7/25	A
3	MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	2023/8/22	B
4	MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	2023/8/22	B
5	MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（積極型）	2023/8/22	B
6	つみたて米国株式（S&P500）	2023/9/26	A

※上記の分類は、別紙の約款変更（新旧対照表）の一例による分類です。

2. 約款変更日

2023年4月26日以降、各ファンドの交付目論見書の定例改版日に合わせて順次変更予定です。

3. 主な変更内容

インデックスファンドは対象指数の値動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ファンドでは信託報酬やその他の費用・手数料が控除されるため、対象指数と比較した運用成果が信託報酬やその他の費用・手数料の分下回ることとなります。この乖離を少しでも改善するために、今後レンディングを実施し品貸料を収受することによってファンドと対象指数の連動性向上を図ります。

レンディングにより収受した収益については、一部（50%超）をファンドの純資産に組み入れるとともに、一部(50%未満)を信託報酬として委託会社と受託会社が収受いたします。そのため信託報酬等に関する約款の記載を変更いたします。

一例につきましては、別紙をご参照ください。

※ファンドと対象指数との連動性の差異は、信託報酬やその他の費用・手数料以外の要因からも影響を受けます。

4. レンディングについて

レンディングとは、保有する有価証券等の一部を証券会社等に貸し付け、借り手から品貸料を獲得する取引です。

本件変更後、レンディングを行った場合に品貸料として得られた収益は、その一部を信託報酬として委託会社と受託会社が受け取り、残りの部分については、ファンドの収益として残ります。なお、借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して100%超の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

5. 目論見書の記載内容見直しについて

2023年4月以降の定例改版時に、順次変更いたします。

変更内容につきましては、別紙をご参照ください。

ファンドによって記載内容が異なりますので、詳しくは改訂後の各ファンドの交付目論見書をご確認ください。

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ


お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

下記は交付目論見書の変更内容の一例です。

「ファンドの費用」の変更内容はファンドによって異なり、各ファンドの目論見書の定例改版後にご確認いただけます。交付目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

ご参考 目論見書記載変更の一例（イメージ）

変更後

■ファンドの費用・税金						
 ファンドの費用						
投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	ありません。					
信託財産留保額	ありません。					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 日々の純資産総額に対して、 年率0.330%(税抜 年率0.300%)以内 をかけた額 $1\text{万口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.330%	0.300%	0.140%	0.140%	0.020%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.319%	0.290%	0.135%	0.135%	0.020%
1,000億円以上の部分	0.308%	0.280%	0.130%	0.130%	0.020%	
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品賃料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品賃料およびマザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%(税抜 45.0%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:2の割合となります。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> </div>						
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。					
※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。 ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますので参照ください。						

変更前

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.330%(税抜 年率0.300%)以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
			配分(税抜 年率)			
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.330%	0.300%	0.140%	0.140%	0.020%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.319%	0.290%	0.135%	0.135%	0.020%
	1,000億円以上の部分	0.308%	0.280%	0.130%	0.130%	0.020%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
	<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>					
	支払先	対価として提供する役務の内容				
	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等				
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等				
	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等				
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。					

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

変更後

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

注：借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して100%超の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

変更前

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

下記は対象ファンドの約款変更内容の一例です。
約款の変更内容はファンドによって異なり、各ファンドの目論見書の定例改版後に請求目論見書にてご確認いただけます。請求目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

ご参考 約款変更（新旧対照表）の一例（分類Aのファンドの場合のイメージ）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託報酬等)</p> <p>第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>次の各号により計算された額の合計額とします。</u></p> <p>1. <u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額</u></p> <p>2. <u>第◆条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとし、また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）の100分の50未満の額</u></p> <p>3. <u>マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50未満の額</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額とします。</u></p> <p>②～③（略）</p>

※上記「第〇条」は「(信託報酬等)」または「(信託報酬等の額)」、「第▲条」は「(計算期間)」、「第◆条」は「有価証券の貸付の指図および範囲」を定めた条番号です。条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なります。

ご参考 約款変更（新旧対照表）の一例（分類Bのファンドの場合のイメージ）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託報酬等)</p> <p>第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p><u>1. 第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額</u></p> <p><u>2. マザーファンド（別に定める投資信託証券に親投資信託を含む場合における当該親投資信託をいいます。ただし、●●マザーファンドを除きます。以下本項において同じ。）において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額の100分の50未満の額</u></p> <p><u>3. 前号において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。</u></p> <p>②～③ （略）</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ （略）</p>

変更後（新）	変更前（旧）
（付表） 3. 約款第△条第1項および第○条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。 （以下略）	（付表） 3. 約款第△条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。 （以下略）

※上記「第○条」は「(信託報酬等)」または「(信託報酬等の額)」、「第▲条」は「(計算期間)」、「第△条」は「(投資の対象とする有価証券等)」を定めた条番号です。条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なります。付表の番号および記載文言は各ファンド約款に従います。投資対象マザーファンドにTOPIXマザーファンドと東証REIT指数マザーファンドを含む場合は、「(ただし、TOPIXマザーファンドおよび東証REIT指数マザーファンドを除きます。以下本項において同じ。)」と記載します。